

令和 2 年 9 月

長門市議会定例会
追加議案参考資料

目 次

議 案

第 18 号 長門市新型コロナウイルス感染症の患者等の人権の擁護 に関する条例	・ ・ ・ 1
--	---------

長門市新型コロナウイルス感染症の患者等の人権の擁護に関する条例

1 趣旨

この条例は、新型コロナウイルス感染症の患者等の人権を擁護するため、市、市民及び事業者の責務を明らかにすることにより、感染症に関連した人権の侵害を未然に防止するとともに、人権の侵害による被害へ適切な対応を行い、もって人権が尊重された心豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。

2 市の責務

新型コロナウイルス感染症に関する情報の収集及び整理に努め、教育活動、広報活動等を通じて、感染症に関する正しい知識の普及啓発及び発信に努める。

また、感染者等の相談に応じ、必要な情報の提供や助言等の支援を行うための窓口を設置する。

3 市民の責務

新型コロナウイルス感染症に関し、市等が発信する情報をもとに感染症に関する正しい知識を持ち、感染者等の人権を侵害することがないように十分に配慮する。

4 事業者の責務

新型コロナウイルス感染症に関し、市等が発信する情報をもとに感染症に関する正しい知識を持ち、従業員教育を進めるとともに、事業活動を行うに当たっては、感染者等の人権を侵害することがないように十分に配慮する。

5 施行期日

公布の日